

令和8年度版

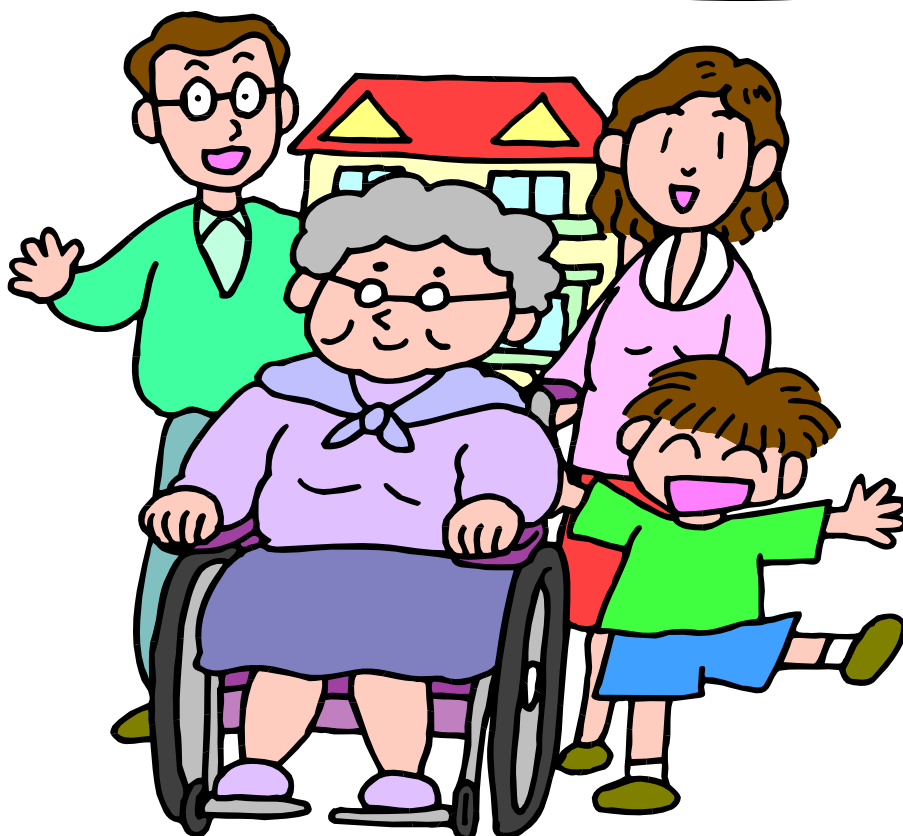
# 総合福祉サービスの ご案内

介護が必要な方に

介護保険サービス

ひとり暮らしや虚弱な方に

生活支援サービス



砺波市

令和8年4月 改訂

# 困ったときはご相談ください

## 高齢者の総合的な相談については…

### ● 地域包括支援センター

在宅の要介護高齢者または要介護となるおそれのある高齢者もしくはその家族の方々に対して、在宅介護等に関する総合的な相談に応じます。

#### ◎砺波市地域包括支援センター

砺波市栄町7番3号

TEL 33-1345

#### ◎総合病院地域包括支援センター

砺波市新富町1-61(市立砺波総合病院内)

TEL 32-3317

### ● 在宅介護支援センター

地域包括支援センターと同じように在宅介護等に関する総合的な相談に応じています。

#### ◎砺波市やなぜ苑 在宅介護支援センター

砺波市柳瀬3

TEL 32-3943

#### ◎砺波ふれあいの杜<sup>もり</sup> 在宅介護支援センター

砺波市神島756-1

TEL 33-0827

#### ◎ケアポート庄川 在宅介護支援センター

砺波市庄川町金屋字岩黒38-1

TEL 82-6861



## 介護サービス内容等に関する苦情については…

#### ◎砺波市役所高齢介護課介護・地域ケア係

砺波市栄町7-3

TEL 33-1328

#### ◎砺波地方介護保険組合(砺波市役所隣)

砺波市栄町7-3

TEL 34-8333

#### ◎富山県国民健康保険団体連合会

富山市下野字豆田995-3

TEL 076-431-9833

# 砺波市地域包括支援センター

## ◎地域包括支援センターとは

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として設置された機関です。  
ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

## ◎地域包括支援センターが行うおもな事業

### ・総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

### ・権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者や障がい者の人権や財産を守る権利擁護の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

### ・地域のケアマネジャーなどの支援

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言を行います。

### ・介護予防ケアマネジメント

介護予防の相談や介護予防ケアプラン(要支援1・2及び事業対象者)の作成などを行います。



## 砺波市地域包括支援センター

砺波市栄町7-3(砺波市役所高齢介護課併設)

TEL 33-1345

## ※各サブセンターで、保健師・社会福祉士がご相談に応じます！

- ・総合病院地域包括支援センター(街なか包括)  
砺波総合病院(砺波市新富町1-61)  
月～金曜日(9時～17時)
- ・南部サブセンター 多世帯交流施設苗加苑(砺波市苗加824-1)  
水曜日(10時～11時)
- ・北部サブセンター 多世帯交流施設北部苑(砺波市林1202)  
木曜日(10時～11時)
- ・庄東サブセンター 多世帯交流施設しょうとう(砺波市安川1616)  
火曜日(10時～11時)
- ・庄川サブセンター 庄川支所(砺波市庄川町青島401)  
木曜日(10時30分～11時30分)

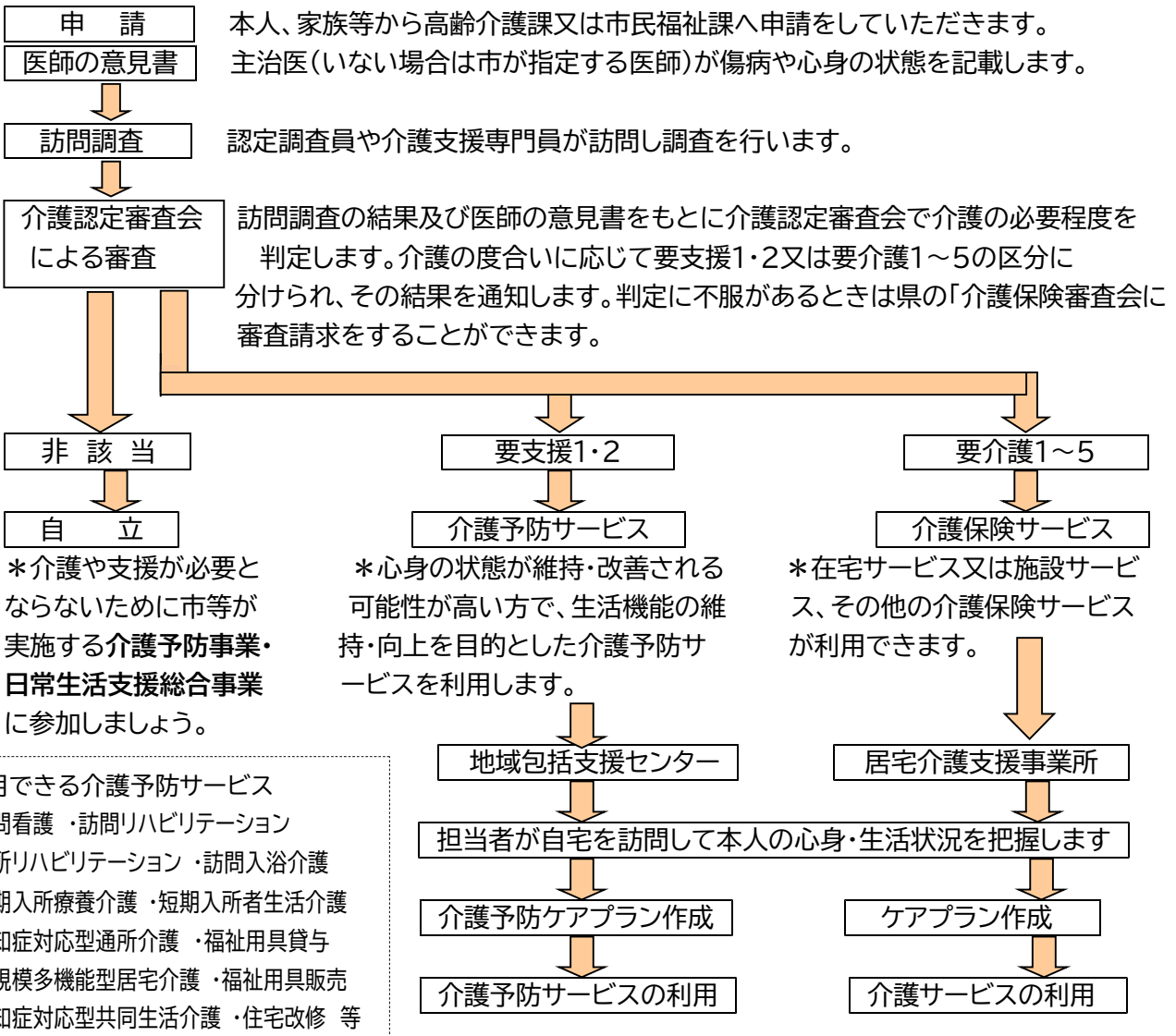
# 介護保険を利用するには…

## ● 加入対象者

- ・第1号被保険者…65歳以上の方
- ・第2号被保険者…40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方

## ● 介護保険サービス及び介護予防サービス(訪問看護、福祉用具等)を受けるための手続き

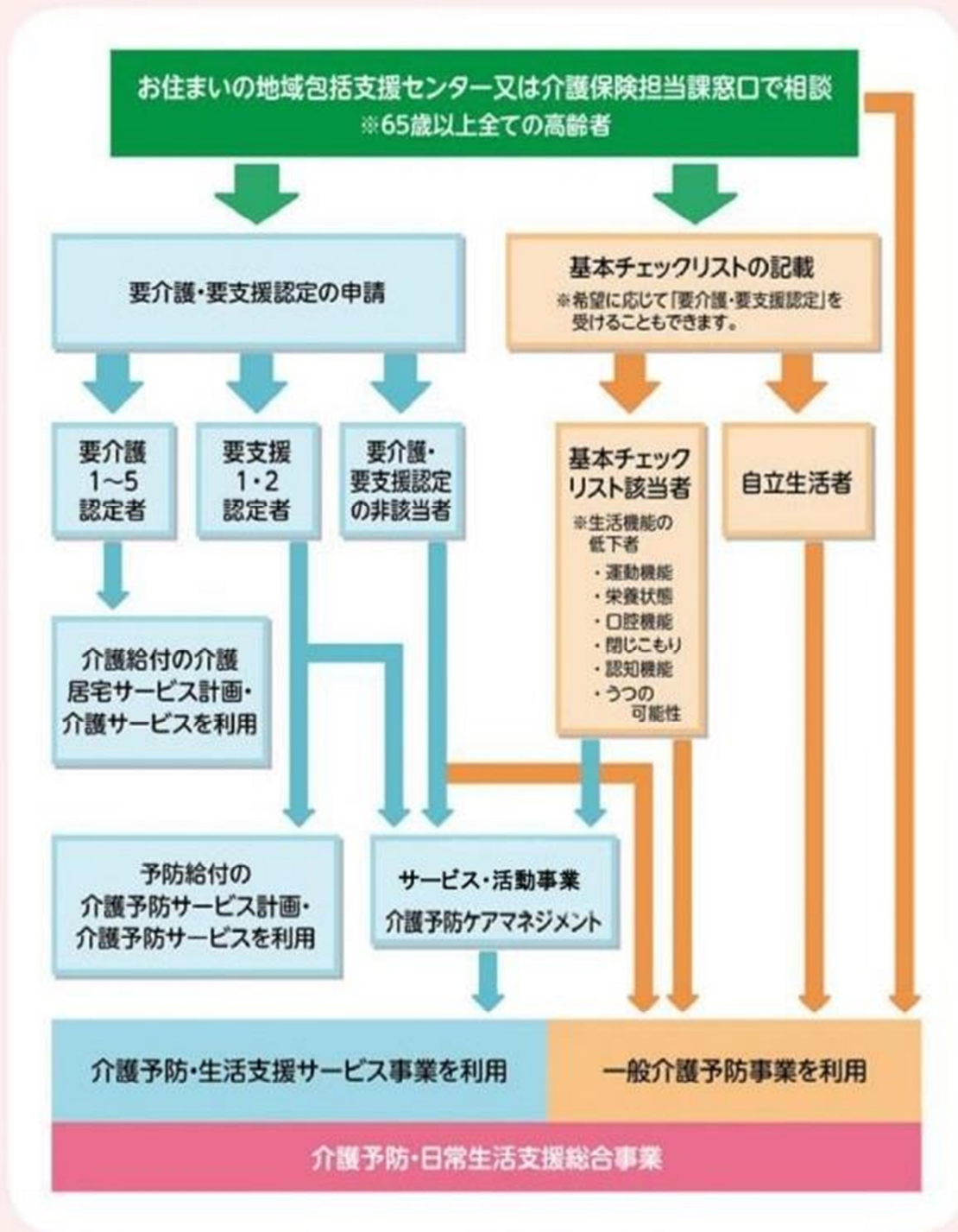
介護保険サービス・介護予防サービスを受けるには、申請をしていただき、それぞれのサービスが必要であると認定される必要があります。



- ◎サービスを利用した場合は、費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)の自己負担が必要となり、施設に入所された場合は食事代や、日常生活費等の自己負担も必要となります。
- ◎認定時に交付される介護保険負担割合証に利用者負担の割合(1割～3割)が記載されます。
- ◎緊急の場合は、申請日からサービスを利用することができます。また、認定審査会前のサービス利用については、利用者がいったん全額を負担する場合があります。
- ◎認定の有効期間は原則として申請日から6か月(本人の状態により、新規認定の場合は6～12か月、更新認定の場合は12～36か月となることがあります。)となります。引き続きサービスを利用したい場合は、有効満了日の60日前から満了日までの間に、市の窓口申請してください。有効期間内に心身の状態が悪化した場合は、期間満了を待たずに認定の変更を申請できます。

## 介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ

本事業には、要支援認定者と基本チェックリスト該当者が利用できる「サービス・活動事業」と、65歳以上全ての高齢者が利用できる「一般介護予防事業」の2種類があります。



## 事業対象者・要支援1～2と認定された方は

事業対象者(基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた方)・要支援1～2と認定された方は、地域包括支援センターが窓口となり介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成及び依頼をします。

## 要介護1～5と認定された方は

要介護1～5と認定された方が在宅の場合、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。

### 介護支援専門員(ケアマネジャー)とは…

介護保険サービスを利用する場合、「どのサービス」を「どのくらい」「どのように組み合わせる」などについて、月単位の「ケアプラン」を決めなければいけません。利用者の希望や身体の状態、家族の意向などに基づいて「ケアプラン」を組み立てるのが「ケアマネジャー(介護支援専門員)」です。

- ☆ 介護を必要とする方やその家族に相談に応じたり、アドバイスをします。
- ☆ 利用者の希望にそった介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- ☆ サービス事業者への連絡や手続きなどを行います。
- ☆ 申請や更新の手続きを代行します。



### ◎居宅介護支援事業所一覧

事業者名	連絡先	所在地
① あかり苑居宅介護支援センター	33-0808	寿町 2-38
② いなほの里居宅介護支援事業所	55-6652	小杉396-10
③ 居宅介護支援事業所 ことほぎ	33-3331	杉木 5 丁目 5 サンライズマンション101
④ ケアポート庄川居宅介護支援事業所	82-6861	庄川町金屋字岩黒 38-1
⑤ さくらの縁居宅介護支援事業所	33-7039	矢木86
⑥ 市立砺波総合病院居宅介護支援事業所	32-7038	新富町 1-61(市立砺波総合病院内)
⑦ 砺波市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	32-7297	苗加 824-1
⑧ 砺波市役所居宅介護支援事業所	33-1338	栄町 7-3
⑨ 砺波市やなせ苑在宅介護支援センター	32-3943	柳瀬 3
⑩ となみ野はるかぜ「でまち」居宅介護支援事業所	58-5911	新又 26
⑪ となみ三輪病院居宅介護支援事業所	37-2511	頼成 605
⑫ ニチイケアセンター砺波	34-7261	太郎丸 1 丁目 8-12

# 介護保険サービス

## 訪問で受けるサービス

### ● 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、掃除洗濯など日常生活の手助けを行います。事業所によっては、早朝や夜間に安否確認や排泄など、24時間対応で短時間の介助をするところもあります。

事業者名	連絡先	所在地	訪問介護	現行相当
① アイテラスケアセンター	77-3987	秋元 200-15	●	
② 砺波市ヘルプステーション (庄川サテライト)	33-1111	栄町 7-3 庄川町青島 401	●	●
③ 砺波ふれあいの杜ヘルプステーション	33-0826	神島 756-1	●	
④ ニチイケアセンター石丸	34-1020	石丸 401	●	●
⑤ ニチイケアセンター庄川	82-8588	庄川町示野 121	●	●
⑥ ニチイケアセンター砺波	34-7261	太郎丸 1 丁目 8-12	●	●
⑦ 訪問介護ステーション ことほぎ	33-3331	杉木 5 丁目 5 サンライズマンション 101	●	
⑧ 北陸メディカルサービス(株)となみ営業所	34-7250	中央町 4-1	●	●
⑨ ものがたりホームヘルプステーション	55-6200	太田 1382	●	●

### ● 訪問看護

看護師が家庭を訪問して、かかりつけ医の指示に基づき、病状を観察したり、床ずれの手当、リハビリなどを行います。

事業者名	連絡先	所在地
① 砺波市訪問看護ステーション (庄川サテライト)	32-7055	新富町 1-61(市立砺波総合病院内) 庄川町青島 401(庄川支所内)
② 訪問看護ステーション あぼかど	23-4448	杉木 2 丁目 189
③ ものがたり訪問看護ステーション	55-6103	太田 1382

## 通所で受けるサービス



### ● 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通い、食事、入浴、日常生活訓練やレクリエーションなどが受けられます。

事業者名	連絡先	所在地	通所介護	事業
① ケアポート庄川デイサービスセンター	82-6871	庄川町金屋字岩黒 38-1	●	●
② さくらの縁デイサービスセンター※ <sup>地</sup>	33-7039	矢木 86	●	●
③ デイサービス青空	33-1504	矢木 222-1	●	●
④ デイサービスいろり※ <sup>地</sup>	32-2369	五郎丸 333	●	●
⑤ デイサービスうみとそら※ <sup>地</sup>	77-4170	新富町 2-10	●	●
⑥ デイサービスかがやき※ <sup>地</sup>	33-0724	新富町 2-11	●	●
⑦ デイサービスしょうずんだ※ <sup>地</sup>	82-7667	庄川町金屋 2833-1	●	●
⑧ デイサービス福※ <sup>地</sup>	34-7250	中央町 4-1	●	●
⑨ デイサービスゆずの木※ <sup>地</sup>	82-6864	庄川町高儀新 95-3	●	●
⑩ 砺波市庄東デイサービスセンター	37-2161	安川 297	●	●
⑪ 砺波市南部デイサービスセンター	32-7295	苗加 824-1	●	●
⑫ 砺波市北部デイサービスセンター	33-3082	林 1202	●	●
⑬ 砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村※ <sup>地</sup>	37-2280	宮森 461	●	●
⑭ 砺波ふれあいの杜デイサービスセンター	33-0807	神島 756-1	●	●
⑮ ニチイケアセンター石丸	34-1020	石丸 401	●	●
⑯ ニチイケアセンター砺波	34-7261	太郎丸 1 丁目 8-12	●	●
⑰ 一期縁※ <sup>地</sup>	55-6431	東石丸 30-31	●	●
⑱ プラトールケアセンター栄町	55-6804	栄町 224	●	●
⑲ やなせ苑デイサービスセンター	32-2090	柳瀬 3	●	●
⑳ リハビリ・デイサービスとなみ※ <sup>地</sup>	58-5991	本町 2-6	●	●
㉑ のぞみリハビリテーションアカデミー※ <sup>地</sup>	58-5826	宮丸 183-1	●	●
㉒ ものがたりデイサービスセンター※ <sup>地</sup>	55-6224	山王町 2-12	●	
㉓ ケアポート庄川予防ひろば	82-6868	庄川町金屋字岩黒 38-1		サービスA

※<sup>地</sup>は地域密着型通所介護。

### ● 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などに通い、食事、入浴の提供や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。

事業者名	連絡先	所在地
① 砺波誠友病院	33-7766	大窪 17-1
② となみ三輪病院	37-1000	頼成 605
③ 老人保健施設 あかり苑	33-0808	寿町 2-38
④ 介護老人保健施設 ケアポート庄川	82-6870	庄川町金屋字岩黒 38-1

● 短期入所介護(ショートステイ)

家族が都合で不在となる場合などに、一時的に高齢者をお預かりします。施設に宿泊しながら介護や機能訓練などを受けることができます。日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。

事業者名	連絡先	所在地
① 介護老人保健施設 あかり苑	33-0808	寿町 2-38
② 介護老人保健施設 ケアポート庄川	82-6868	庄川町金屋字岩黒 38-1
③ 特別養護老人ホーム 砺波ふれあいの杜	33-0802	神島 756-1
④ 特別養護老人ホーム やなせ苑	32-3050	柳瀬 3
⑤ プラトケアセンター栄町	55-6804	栄町 224

その他の在宅介護サービス

● 居宅療養管理指導・・・医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指示に基づいて、介護方法、薬、栄養などの指導を行います。

● 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・・・(要支援1の方は利用できません。)

認知症の状態にあり、要介護認定を受けた高齢者が小人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを受けられます。

事業者名	連絡先	所在地
① イエローガーデン庄川	82-7588	庄川町五ヶ 53
② イエローガーデンとなみ	33-3758	五郎丸 23-1
③ グループホーム あつとほ～む砺波	33-1061	鷹栖 1973-1
④ グループホーム あゆみとなみ野	33-5131	中野 340
⑤ グループホーム 庄の里	37-2522	頼成 605
⑥ グループホーム たかのす	55-6612	鷹栖 1014-1
⑦ グループホーム ひだまり絆	37-1102	宮森 460-1
⑧ グループホーム ひだまり砺波	33-3339	千代 323-1
⑨ グループホーム 柳瀬の家	34-7753	柳瀬 601-3
⑩ ケアタウンとなみ	82-1130	庄川町青島 208-1
⑪ ニチイケアセンター石丸 グループホームほほえみ	32-2253	石丸 401
⑫ はびねすグループホーム すぎのき	33-2680	杉木 1丁目 131

● 小規模多機能型居宅介護

サービス提供事業所への「通い」を中心として、自宅に来てもらう「訪問」、事業所へ泊まる「宿泊」のサービスを利用者の状態や希望に応じて受けることができます。

※訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・購入及び住宅改修以外のサービスは利用できません。

事業者名	連絡先	所在地
① ケアタウンとなみ	82-1130	庄川町青島 208-1
② ケアホームあきもと	34-7507	秋元 289-1
③ 小規模多機能型居宅介護支援事業所 はるかぜ庄東	37-0370	東保 815-1
④ はびねす小規模多機能 すぎのき	33-7880	杉木 1丁目 131
⑤ ゆたか町の家	33-1470	豊町 2丁目 13-6

## 施設介護サービス

\*介護保険で利用できる施設サービスは4種類あります。治療が中心か、介護が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって入所する施設が決まります。利用者と施設の契約になりますので、直接施設に申し込んで下さい。(要支援1・2の方は利用できません。)

### ● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。(新規入所は原則として要介護3～5)

事業者名	連絡先	所在地
① 砺波ふれあいの杜	33-0802	神島 756-1
② やなせ苑	32-3050	柳瀬 3

### ● 介護老人保健施設

病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点をおいたケアが必要な高齢者が入所します。医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。

事業者名	連絡先	所在地
① 介護老人保健施設 あかり苑	33-0808	寿町 2-38
② 介護老人保健施設 ケアポート庄川	82-6868	庄川町金屋字岩黒 38-1

### ● 介護医療院

長期的な医療と介護が必要な高齢者を対象とし、医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設

事業者名	連絡先	所在地
① 砺波サンシャイン病院介護医療院	33-0800	鷹栖 575
② となみ三輪病院介護医療院	37-1000	頼成 605
③ 砺波誠友病院介護医療院	33-7766	大窪 17-1

## 有料老人ホーム

### ● 住宅型有料老人ホーム

事業者名	連絡先	所在地
① うちくる砺波杉木	076-255-0856	杉木 5丁目 71
② うちくる砺波総合病院前	076-255-0856	杉木 1丁目 45
③ ケアホームあきもと	34-7507	秋元 289-1
④ ことほぎの里	33-7757	杉木 3丁目 72
⑤ シニアホーム いなほの里	55-6652	高波 1171
⑥ 白寿の里 太郎丸	33-7077	太郎丸 180
⑦ コミュニティとなみ	23-6071	秋元 289-4
⑧ 太陽の家ひまわり	33-1504	矢木 218

## サービス付き高齢者向け住宅

事業者名	連絡先	所在地
① ケアホーム砺波第2ほほえみ館	33-7797	太郎丸1丁目 5-9
② ケアホーム砺波ほほえみ館	34-7501	平成町 1-11

# 介護環境を整えるサービス

## ●特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)

事前に指定された事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。利用者の状態に応じて要介護状態を悪化させるおそれがある用品については対象にならない場合があります。

毎年4月からの1年間、限度額 10 万円(利用者は1割～3割自己負担)まで購入できます。ただし、同種類の福祉用具の購入はできません。

支払い方法は2つの方法があります。

- ①料金を業者に全額お支払いいただき、後日利用者分を除いた金額が払い戻される償還払い
- ②利用者負担分を業者に支払い、残りの 9 割から 7 割を介護保険組合が直接業者に支払う受領委任払い

### 《対象となる福祉用具》

- ・腰掛け便座
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具部分
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品

福祉用具貸与対象用具のうち、下記はケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

- ・固定スロープ
- ・歩行器(歩行車を除く)
- ・単点杖(松葉杖を除く)、多点杖

## ☆砺波市内指定事業所一覧

事業者名	連絡先	所在地
① 小野医療器株式会社オノケア事業部	33-1011	新又152-2
② (株)スリーティ運輸ヘルスケア事業部砺波営業所	33-5252	鷹栖1907

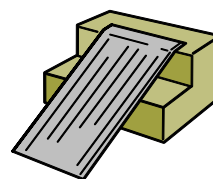
## ●福祉用具の貸与(レンタル)

介護度によって貸与できるものが異なります。また、試用期間をあらかじめ限定し定期的にその必要性が見直されます。詳しくは担当介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

### 《要支援1・2及び要介護1の方》

福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与。

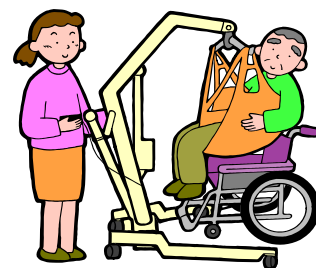
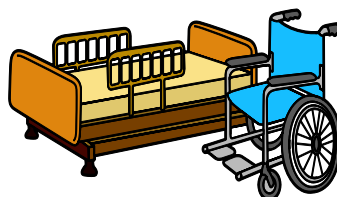
- ・手すり(工事を伴わないもの)
- ・スロープ(工事を伴わないもの)
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ



### 《要介護2～5の方》

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与。

- ・車いす
- ・車いす付属品
- ・特殊寝台
- ・特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・手すり(工事を伴わないもの)
- ・スロープ(工事を伴わないもの)
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具を除く)
- ・自動排泄処理装置※要介護4、5の方のみ



## ●住宅改修費支給

必ず事前に申請が必要となります。担当介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談下さい。

# 介護保険制度を利用しての住宅改修の進め方

①介護保険の『要支援1・2／要介護1～5』の認定を受けている方が対象です。

②在宅であって、現住所地の住宅の住宅改修が対象です。介護保険対象工事は以下の改修工事  
※手すりの取付、段差の解消、滑りの防止・移動の円滑化、引き戸、洋式便器への取り替え等

③市高齢介護課・地域包括支援センターに相談し、担当の介護支援専門員を決めてください。

④改修内容について介護支援専門員・理学療法士・作業療法士等の専門家に相談してください。  
※本人の身体機能を十分把握し、高齢者も同席して改修内容を一つ一つ確認し、決定してください。

⑤介護支援専門員に「住宅改修が必要な理由書」を作成してもらってください。

⑥改修内容について複数の施工業者に見積りをしてもらってください。

⑦施工業者が決まれば、施工業者と契約をしてください。

※改修前に改修箇所ごとに撮影日入りの写真を撮影してください。

※改修前の写真がない場合や撮影が不明瞭な場合は住宅改修の審査対象外となります。

⑧住宅改修費支給申請書の提出（※事前申請が必要です。）

※必ず、改修前に高齢介護課(又は地域振興課)の窓口へ住宅改修費支給申請書を提出してください。

提出書類:①居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書②見積り書③平面図・見取り図  
④改修前の写真(日付入)⑤介護支援専門員が作成した住宅改修が必要な理由書  
⑥住宅の所有者の承諾書(被保険者と住宅の所有者が異なる場合に必要です。)

⑨2週間前後に砺波地方介護保険組合より承認決定通知書を送付(※通知書を受取り後、工事を着工してください。)

⑩工事施工・完成 ※完成後に改修箇所ごとに撮影日付入りの写真を撮影してください。

⑪住宅改修完成届出書の提出 ※完成後、市高齢介護課(又は市民福祉課)の窓口へ承認決定通知書と一緒に住宅改修完成届出書を提出してください。

提出書類:①居宅介護(介護予防)住宅改修完成届出書②領収書(被保険者名で記載のもの)  
③内訳書(工事の内容が記載されているもの)④完成後の写真(日付入)

⑫料金の支払い 支払い方法は2つの方法があります。

①料金を業者に全額お支払いいただき、後日利用者分を除いた金額が払い戻される償還払い

②利用者負担分を業者に支払い、残りの9割から7割を介護保険組合が直接業者に支払う受領委任払い



# 介護保険以外の 高齢者生活支援サービス

## ●介護保険以外の高齢者生活支援サービス

事業名	内容	対象者	負担額・助成額	担当
福祉総合相談	生活・福祉の全般的な相談を受けます。	どなたでも	相談は無料です。	社会福祉協議会 ほっとなみ
	福祉総合相談、専門相談（法律、人権、行政）・一般相談（悩みごと相談）など、さまざまな生活上の相談を受けます。	どなたでも （ただし、弁護士相談は市内在住の初回の方を優先）	法律に関する相談は、弁護士に直接相談することもできます。相談は無料です。 （弁護士相談は要予約）	相談支援センター Tel 32-0294
外出支援事業 （高齢者おでかけ支援券交付事業）	介護予防のため、市内福祉施設等の支援券（割引券）を配布し、外出を促します。	4月1日現在満75歳以上の方（特別養護老人ホーム等の施設入所者は除く）	年間 1人10回分 割引額 1回 200円	社会福祉課 地域福祉係 Tel 33-1299
高齢者等運転免許 自主返納支援事業	自主的に運転免許証を返納された方に、公共交通機関等で利用できる支援券又は加越能バスの回数券の交付を行います。 （砺波警察署内の砺波市交通安全協会窓口でも手続きを行うことができます。）	有効期限内の全ての運転免許を自主返納された方 （返納した日から60日以内の申請が必要）	チョイソコとなみや、公共交通機関等で利用できる支援券又は加越能バスの回数券  10,000円相当 （1回交付）	市民生活課 生活安全係 Tel 33-1172

事業名	内容	対象者	負担額・助成額	担当
緊急通報体制整備事業	急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報装置を設置貸与します。	在宅の65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等で日常生活の見守りが必要な方	1月300円 (市民税課税世帯のみ) ※非課税世帯は無料	
高齢者等軽度生活援助事業	家周りの手入れや家屋内の整理・整頓などの軽作業を提供します。	65歳以上の単身世帯及び高齢者のみ世帯で、生活上の援助が必要な方	利用回数 月2回 1回3時間を限度 利用料金 ・市民税非課税世帯 1時間110円 ・市民税課税世帯 1時間550円 (作業内容により料金が異なる場合があります。)	
高齢者が住みよい住宅改善支援事業	高齢者の日常生活の利便性を図るため、住宅の便所、浴室、廊下、玄関、居室等のバリアフリー化を行うために必要な改修工事の助成をします。	要介護認定が非該当の65歳以上の高齢者又はその者の属する世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯	助成限度額 30万円 手すりの設置及び段差解消が対象となります。	高齢介護課 介護・地域 ケア係
介護者もちょっと一息事業	介護保険制度のショートステイの利用料金の一部を助成します。1回の利用につき2泊3日以内、6回を限度とする。	三世帯同居の要介護認定4又は5の65歳以上の在宅高齢者のいる世帯。	介護サービス費用の自己負担額分 (食費、滞在費、日常生活費を除く)	33-1328
在宅要介護高齢者福祉金支給事業	在宅の要介護高齢者に対して、福祉金を支給します。	要介護認定4又は5の65歳以上の在宅高齢者の方(前年の世帯全員の所得要件・入院等期間要件等があります。)	年 60,000円	
家族介護おむつ券配付事業	市内指定取扱店で使用できるおむつ券を配付します。紙おむつ、尿取りパッド、お尻拭き、使い捨て手袋と交換することができます。	65歳以上の在宅の高齢者のうち、要介護2以上の者、重度身体障害者(児)、重度知的障害者(児)で常時おむつを使用しおむつ交換に介助を要する方(家族の方がおむつ交換している方)	1月5,000円 (ただし、要介護4以上と認定された65歳以上の市民税非課税世帯の方は月6,000円) 3ヶ月分をまとめて郵送します。	

業名	内容	対象者	負担額・助成額	担当
寝具クリーニングサービス事業	年1回（夏季）、寝具の乾燥及び丸洗いサービスを実施します。	高齢者のみの世帯で要介護1以上の市民税非課税世帯の方又は身体障害者手帳1・2級の肢体不自由な方	無料	高齢介護課 介護・地域ケア係 Tel 33-1328
認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業	市内の協力業者に速やかに情報を配信し、対象者が行方不明となった場合に発見の協力を行います。	市内に住所を有する認知症で行方不明となるおそれのある高齢者等（事前登録が必要です。）	〈登録料〉 無料 〈配信対応料〉 市民税非課税世帯 無料 市民税課税世帯 4,500円/回 ※配信対応料とはシステムを利用し情報配信し、検索した時の利用料です。	地域包括支援センター Tel 33-1345
認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業	認知症の人が日常生活における偶発的な事故により、他人に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、被害者へ支払うべきお金を補償します。	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業登録者	保険料は自己負担なし 個人賠償責任保険(最大1億円) 死亡時見舞費用補償(15万円)	地域包括支援センター Tel 33-1345
ほっとなみ見守りシール交付事業	認知症の人が万一行方不明となった場合の対策として、衣服や持ち物に貼るQRコードつきの見守りシールを交付します。	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業登録者	初回交付分は自己負担なし 見守りシールを追加で希望する場合は有料となります。	地域包括支援センター Tel 33-1345
ほっとなみカフェ事業 (市内7か所で実施)	認知症に関する相談支援や介護者同士の交流、情報交換等をゆったりとカフェを楽しみながら行います。 認知症予防や、健康・介護に関する各種講座を実施します。	認知症の方、もの忘れが心配な方 介護者、家族 認知症等に関心のある方 その他一般住民	飲食代や材料費等が発生する場合は、自己負担となります。	地域包括支援センター Tel 33-1345  ※場所、日程はお問い合わせください。
歯科口腔支援事業	歯科衛生士による、口腔に関する相談を実施します。必要時訪問も行います。	市内に住所を有する65歳以上の高齢者	無料	健康センター Tel 32-7062

事業名	内容	対象者	負担額・助成額	担当
みまもり配食サービス事業	週に1回、安否確認を行うと同時にバランスのとれた弁当を提供します。	概ね65歳以上の高齢者単身世帯や高齢者などみまもりが必要とされる世帯	週1回1食400円 (令和8年5月末までは1食350円)	社会福祉協議会 Tel 32-0294
日常生活自立支援事業	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを提供します。	高齢者・知的障害者・精神障害者で、自分の判断で、福祉サービスの利用や支払い、日常的な金銭管理に不安がある方	日常的金銭管理サービス 1回 1,700円 書類等預かりサービス 1か月 500円	
福祉機器リサイクル事業	市民の方から不要になった福祉機器の寄付をいただき、リサイクル機器として貸し出しします。	在宅の身体障害者、介護を受けている高齢者等で、福祉機器を必要とされる方	無料 *ギャッジベッドのみ、消毒料として貸出時に15,000円を負担していただきます。	
ふれあい号・外出支援	福祉車両で医療機関や公的機関への送迎を行います。	下記のいずれかに該当する砺波市在住の在宅で生活している方 日常的に車椅子を利用している方、重度身体障害者(1・2級)の方(下肢・体幹・視覚障害、人工透析を受けている方)、世帯全員が移動手段を持たず下肢が不自由で要支援以上の介護認定を受けている高齢者	料金表に基づいた額 (住民税非課税世帯の方は半額) 往復5kmまで400円 10kmまで600円 20kmまで1,000円 30kmまで1,400円 40kmまで2,000円 50kmまで2,600円	

このパンフレットのお問い合わせは

## 砺波市高齢介護課

TEL 0763-33-1328

砺波市地域包括支援センター

TEL 0763-33-1345

